# 大鏡の待遇表現の考察

――待遇主体の評価的態度をめぐってー

金

珠

#### はじめに

従来、「大鏡」における待遇表現の研究は、表現形式そのものを を理把握することに偏り、表現形式の実際の使い分けに際してはた らく要因、とりわけ待遇主体の評価的態度という面での要因につい ての十分な検討がなされていなかった。すなわち、これまで待遇さ 体の評価的態度を決定する要因として言及されているのは、待遇さ れる側の地位・身分だけである。この、地位・身分という要因につい に性一の決定権を握っているとは限らない。小論では、「大鏡」の や遇表現の調査から、表現の使い分けのありようを示したうえで、 地位・身分以外にも待遇主体の評価的態度という面での要因につい は他一の決定権を握っているとは限らない。小論では、「大鏡」の は他で身分以外にも待遇主体の評価的態度に対して注目すべき要因 地位・身分以外にも待遇主体の評価的態度に対して注目すべき要因 がはたらいているととを明らかにしたい。また、それを通して待遇 がはたらいているととを明らかにしたい。また、それを通して待遇 がはたらいているととを明らかにしたい。また、それを通して待遇 がはたらいているととを明らかにしたい。また、それを通して待遇 がはたらいているとを明らかにしたい。また、それを通して待遇 がはたらいているととも明らかにしたい。また、それを通して待遇 がはたらいているとを明らかにしたい。また、それを通して待遇 がはたらいているとと明らかにしたい。また、それを通して待遇 がはたらいているととも明らかにしたい。また、それを通して待遇 がはたらいているとを明らかにするために必要不可欠だということを提 がはたらいているとも明らかにするために必要不可欠だということを提

世の中のことのかくれなくあらはるべきなり。」 じゅつ中のことのかくれなくあらはるべきなり。」 にまめやかに世継が申さむと思ふが、いとこと多くなりて、あ道俗男女の御前にて申さむと思ふが、いとこと多くなりて、あまたの帝王・后また大臣・公卿の御上をつづくべきなり。そのまたの帝王・后また大臣・公卿の御上をつづくべきなり。そのまたの帝王・后また大臣・公卿の御上をつづくべきなり。その本の人において世継の口をかりて、

と述べ、

「世間の摂政・関白と申し、大臣・公卿と聞こゆる、古今の、みな、この入道殿の御有様のやうにこそはおはしましらめとぞ、今な、この入道殿の御有様のやうにこそはおはしましらめとぞ、今な、この入道殿の御有様のやうにこそはおはしましらめとぞ、今な、この入道殿の御有様のやうにこそはおはしましらめとぞ、今な、とになりぬ。」

と述べている。

- 31 -

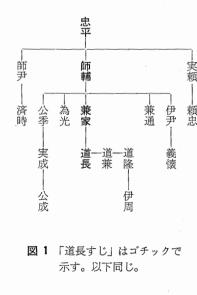
は道長にあることなど、作者の価値観がはっきりと示されている。 各々のありさまはおなじではないこと、それにあくまでも話の焦点 このように、冬嗣を始祖とし、その血をうけた人々であっても、

以上のことに注目して、

道長に至るまでの親子の関係で一筋に続く主流の人々一冬 嗣、長良、基経、忠平、師輔、 下、「道長すじ」と呼ぶことにする。 兼家、 道長一のグループ(以

B そうでない傍流のグループ

から待遇表現の使い分けがあるかどうかを検討してみたい。 に分けて、待遇主体の評価的態度としてABを差別するという観点



### のたまふ

「のたまはす」の方が大臣中心であるのと異なっている。つまり、 「のたまふ」は語り手の話の中に46例見えるが、その使われ方は

> 進内侍、 その用例の多くは大納言、中納言、右衛門督、但馬守、清範律師 | 乳母など、「大鏡」の中での序列構成上、下位の人物に対

しての待遇表現である。

人、すなわち、帝、太政大臣、大臣を「のたまふ」で待遇した例が しかし、「のたまはす」で待遇している人物と地位・身分が同じ

6例ある。 1 (世継→天智帝)

ならば朕が子とせむと思して(道長伝・上) たまひけるやう、この女御の孕める子、男ならば臣が子とせむ、女

その女御ただにもあらず、孕みたまひにければ、

帝の思し召しの

2 (世継→伊尹) ここにもさ思ふことなり。さらば申さじとのたまふを、いとうれ

ともなく、なりたまひにければ(伊尹伝) しと思はれけるに、いかに思しなりにけることにか、やがて問ひご

3 (世継→頼忠)

たまはで、ただ、なさけなげなるに思にこそありけれとばかりぞ申 て、うち見いれつつ、馬の手綱ひかへて、扇高くつかひて通りたま て、御紐おしのけて、雑色二三十人ばかりに、先いと高くおはせ したまひける。(頼忠伝) ふを、あさましく思せど、なかなかなることなれば、こと多くもの 中門の北の廊の連子よりのぞかせたまへば、いみじうはやる馬に

(世継→時平)

あるべきぞとにらみやりてのたまひける。(時平伝) りとも、この世には、 生きてもわが次にこそものしたまひしか。今日、神となりたまへ われに所置きたまふべし。いかでかさらでは

### 5

くのたまひける(道隆伝 御病さへ重りたまひにければ、 てまつりたまひしほどに、さまざま思ししことどもたがひて、かく との君たち皆おとなびたまひて、女君たちは后がねとかしづきた との姫君たちをすゑなめて、泣く泣

(世継→道兼)

はばからず、かくらうがはしき方に案内まうしつるなりなどとまや かにのたまへど、言葉もつづかず(道兼伝) また、大小のことをも申し合せむと思うたまへれば、無礼をもえ

とれらのケースに「のたまふ」が使われているのはどういう要因が はたらいたためであろうか。 て使われている。普通、「のたまはす」「おほせらる」が期待される 以上の6例以外の「のたまふ」はすべて大納言以下の人物に対し

人物を簡単な系図で示したものである。 次の図2は、216までの用例の「のたまふ」で待遇されている(注4)

忠平 -師輔 実頼 伊伊 2 - 頼忠 3 兼家 道兼 6 道長 道隆 図 2

> まへど、よその人におはしましければにや」と評されている。すな するととはなかったととが「頼忠伝」に述べられていて「関白した じ」ではない人である。例3の頼忠は関白であったが、直衣で参内

わち、頼忠は外感関係がない人で、兼家と対抗したが主流にはなれ

6までの人物は「道長すじ」ではない傍流のグループの人々である 退させたものだとし「帝・春宮の御あたり近づかでありぬべき族 院をすかし退位させ、またその子息の兼隆も小一条院をすかして辞 失意の境遇にある人物である。例6の道兼については、道兼が花山 族が栄えたのである。例5の伊周の場合、道長に対立したが敗れて る。時平一族の衰亡によって道長のそもそもの出自である忠平の なり」と述べているように、道真の怨みによって衰亡する人物であ き悪事を申し行ひたまへりし罪により、この大臣の御末はおはせぬ なかった傍流の人物である。例4の時平は、世継が「かくあさまし という世間の噂があったという記事が述べられている。以上、2~

## 二一 「おほせらる」

という共通点をもっている。

世継が「おほせらる」で待遇している人物は

帝:天智帝、陽成院、村上帝、円融院、花山院、

b

后(遵子)、東宮(後朱雀)、親王(永平親王、敦道親王)

(道

С

太政大臣(兼家、公季、道長)、左大臣(雅信)、内大臣

隆)、右大臣(師輔)

である。繁樹は、帝(村上帝、醍醐帝)、太政大臣忠平について、 道長室明子、道長男右馬頭入道顕信、同大納言能信

例2の伊尹は摂政・関白となった人物とはいえ、

主流の「道長す

のことは、この人物に対しては「のたまふ」で待遇した例がないののことは、この人物に対して「のたまふ」で待遇した例がある。これらの人物は、「おほせらる」よりもむしろ「のたまふ」である。これらの人物は、「おほせらる」よりもむしろ「のたまふ」である。これらの人物は、「おほせらる」よりもむしろ「のたまふ」である。これらの人物は、「おほせらる」よりもむしろ「のたまふ」である。とれらの人物は、「おほせらる」で待遇した例があり、侍も能信に対して、というように、帝、太政大臣に対応がある。とれらの人物は、「おほせらる」で待遇した例があり、侍も能信に対して「のたまふ」で待遇した例がある。とれ以外の登場人物間の用例も詮子が一条院に対して、道長が三条とれ以外の登場人物間の用例も詮子が一条院に対して、道長が三条とれ以外の登場人物間の用例も詮子が一条院に対して、適長は関した例がないののことは、この人物に対して各々「おほせらる」で待遇した例がないののことは、この人物に対して各々「おほせらる」で待遇した例がないの方が関した例がないののことは、この人物に対している。

#### (世継→明子)

と対照的である。すなわち、

何せられける。(道長・上) と思ひさだめて、ちがへさせ、祈などをもすべかりけることをとと思ひさだめて、ちがへさせ、祈などをもすべかりけるなりけりたまふと御覧じけるを、かくて後にこそ、これが見えけるなりけり落させ

(世継→顕信) どういう要因がはたらいたのであろうか。ここで注目したいのは、 と「おほせらる」で待遇している。それでは、これらの用例には きはべらむもうるさきにことを厚くしてまゐらせむ」と申しければ それはひさしくもなりなむ。ただとくと思ふぞと仰せられければ それはひさしくもなりなむ。ただとくと思ふぞと仰せられければ (道長・上) (道長・上)

dのグループの人物が道長の妻、息子という立場の人々であるとい

とうらはらで、同じく待遇主体の評価的態度による差別的観点からまふ」の場合、傍流のグループの人々に対して低く待遇しているの「おほせらる」で待遇していると思われる。これは二一〇の「のた遇しているのに、dのグループは「道長すじ」の人々であるのでうことである。他の大納言以下の人物に対しては「のたまふ」で待

# 二一二 「給ふ」「せ給ふ」

である。

である。 対する世継の「給ふ」「せ給ふ」による待遇表現の数を示したもの対する世継の「給ふ」「せ給ふ」による待遇表現の数を示したものつぎの表は、「大鏡」の列伝として表題に揚げられている 人物 に

左 大 臣 所 是 大 臣 師 尹 左 大 臣 師 男	左大臣 冬 嗣 右 大臣 良 相 右 大臣 時 平 左 大臣 時 平 右 大臣 仲 平	
8 4 10 9	5 3 10 10 3 2 9 4	「給ふ」
22 1 7 5 <b>A</b> \triangle \triangle	18 1 6 14 3	「せ給ふ」

政大臣道	大臣道	大臣道	政大臣兼	政大臣公	政大臣為	政大臣兼	政大臣伊
21	20	19	4	3	2	8	5
			43	14	0	9	10
	政大臣道長 21 129	政大臣道表 21 20 129 13	太政大臣道 <b>接</b> 21 20 19 129 13 30 ★ ☆	政大臣道 長 21 20 19 4 129 13 30 43	政大臣道 支大臣道 支大臣道 を 大臣道 を 21 20 19 4 3 129 13 30 43 14	政大臣道長       政大臣道春       21 20 19     4 3 2       129 13 30     43 14	政大臣道長       政大臣為光       政大臣為米       政大臣公季       21 20 19     4 3 2 8       129 13 30     43 14 9

C	
☆	
など	
の莫美	
な世子	

### Δ - → 「道長すじ\_ →「道長すじ」以外の傍流の人々

上の表から「道長すじ」の忠平、師輔、兼家、道長と、それ以外

平に比べて忠平が多く「せ給ふ」で待遇され、△をつけた世代の人 は「給ふ」を中心として待遇しているのである。公季に対しては、 給ふ」で待遇されている。以上のように、「道長すじ」に対しては 長は「せ給ふ」12例で、道隆、道兼よりはっきりと高い比率で「せ ている。また、○印をつけた人々の中では頼忠、伊尹、兼通に比べ があることがわかる。□印をつけた世代の人々のなかでは時平、 「「せ給ふ」を中心として待遇し、「道長すじ」でない人々に対して て兼家が、やはり「せ給ふ」で待遇されることが多い。さらに、道 々のなかでは実頼、師尹に比べて師輔が多く「せ給ふ」で待遇され の人々の間には、「給ふ」「せ給ふ」の使用の面ではっきりとした差 「せ給ふ」で待遇する用例が多いが、これは公季の母が醍醐天皇皇

女康子内親王であること、中宮安子に養育され親王扱いを受けたと

樹

となど公季の出自から理解できる。

におおきな隔たりがあったのである。 るが、待遇主体の評価的態度によって、「給ふ」「せ給ふ」の使い方 とでは「道長すじ」の人々も「道長すじ」ではない人々も同じであ 社会的序列体系の中でもトップレベルを構成するクラスというこ

# 二一三 「おはす」「おはします」

る。

「大鏡」の「おはす」「おはします」の使われ方は次のようであ

- 神、帝―「おはす」で待遇することはない。
- b 皇后―単独では「おはす」で待遇することはない。

С 「おはす」で待遇することはない。(例外が一例ある。 帝の兄弟、親王、内親王―具体的に名を示した東宮に対して

場合によって差があって「おはす」「おはします」ともに使 用されている。 a、b、c、以外は、女御、摂政関白、太政大臣といっても

d

乳母、女房、繁樹後妻、大師、忠良女、敦忠子、 鏡」の中で身分の面から一番下のグループの人々に対しては

の使い方であるが、繁樹、侍の場合も同じである。すなわち、繁 に使用されるdの三つに分けられる。また、以上は世継の待遇表現 します」専用のa、b、cと、「おはす」専用のeと、両表現とも 以上を「おはす」「おはします」の使われ方から分けると、「おは 侍の詞中には「おはす」は用いられていないが、繁樹、侍の話 「おはす」で待遇していて「おはします」で待遇した例はな

題として登場する人物に対しては世継も「おはします」で待遇して

いるのである

左大臣師尹系の師尹、八の宮、芳子、済時に対しての待遇表現がそでは待遇しないで、「おはす」だけで待遇しているケースがある。えればdのグループに入る人物であるにも関わらず「おはします」だればdのグループの人々に対して「おはす」「おはします」のさて、dのグループの人々に対して「おはす」「おはします」の

(世継→芳子)

れである

のはしけりの (原理に)

おはしけり。(師尹伝

(世継→師尹)

(世継→八の宮) (世紀本) (世紀本

ちなどは清げにおはしけれど(師尹伝)
この女御の御腹に、八の宮とて男親王一人生れたまへり。御かた

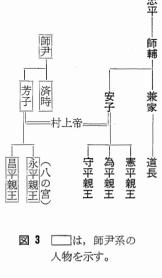
(世継→済時)

この大将は、父大臣よりも御心ざまわづらはしく、くせぐせしき

(繁樹、侍のとれらの人々に対する用例はない。) おぼえまさりて、名聞になどぞおはせし。(師尹伝)

す」で待遇している。これには、どのような要因がはたらいたのでなどで、あとの済時に対する4例、芳子に対する2例も「おは

次の図は師尹系と「道長すじ」との関係を示したものである。



はす」が用いられていないということも、待遇主体の評価的態度の15例のすべて、安子の10例すべてが「おはします」で待遇され、お子をライバルと意識して妬んだのである。「師輔伝」には、安子が芳子の方にむかって破片を投げつけたというエピソードがあって、はげしい嫉妬心を描いている。このように、娘たちの争いも加わって、「道長すじ」とそれ以外の傍流とは対立していたのである。その傍流の人物に対しては、dのグループであるにも関わらず、専らの傍流の人物に対しては、dのグループであるにも関わらず、専らの傍流の人物に対しては、dのグループであるにも関わらず、専らの傍流の人物に対しているのである。師神伝」には、安子は芳は、村上天皇の籠愛がことのほかに厚い女御だったので、安子は芳は、村上天皇の籠愛がことのほかに見い女御だったので、安子は芳める芳子と安子も、村上帝をめぐってライバル関係にあった。芳子ある芳子と安子も、村上帝をめぐってライバル関係にあった。芳子の方がのすべて、安子の10分によりに、「神伝の評価の態度の

平親王の例について考えてみたい。 つぎに、cの帝の兄弟、親王、内親王の場合の用例で気になる広差を非常によく現している。

師尹は、「道長すじ」の師輔と対立した人物で、この二人の娘で

### (世継→広平親王)

たまふに(師輔伝) 元方の民部卿の御孫、儲の君にておはする頃、帝の御庚申せさせ

ことであるということとは話す方も、聞く方も判然とわかる場面で うしようかと、元方が気をもんでいた、ちょうどその頃の庚申待の ものの、 ではない。「大鏡」では、高明親王、 あった頃の話なのに「おはす」で待遇しているのは普通の使われ方 ックを受けたという話である。したがって、具体的に名を示しては 六が出るようにと言ったところ一度で出たので、元方は大きなショ 話である。師輔が、生まれるのが皇子かどうかを占い、皇子なら調 、ないが、「元方の民部卿の御孫、儲の君」といえば、広平親王の 村上帝第一皇子の広平親王に対する待遇表現である。ことは、 (南家の裔元方の娘)がすでに皇子(広平親王)を産んではいる 師明親王、重明親王、 結局、広平親王は、東宮にはなれなかったが、「儲の君」で 安子が懐妊(憲平親王)したので、もし皇子を産んだらど 盛明親王、 為尊親王、敦道親王、 敦平親王、敦康親王、 資平親 敦実親 祐

ようになる。
王、敏明親王、立ば長すじ」とライバル側に分けて示すと以下のことでの人物を「道長すじ」とライバル側に分けて示すと以下の王、敦明親王、などには「おはす」で待遇した例はない。
王、師明親王、重明親王、盛明親王、敦平親王、敦康親王、敦実親

広 平 親 王	元	元方の民部卿	ライバル
憲平親王	安子	師輔	「道長すじ」

このように、世継が「帝、春宮と申し、代々の関白、摂政と申す

じ場面で、輔のライバル側の人物に対しての待遇意識が働いた結果である。同輔のライバル側の人物に対しての待遇意識が働いた結果である。同も、多くは、ただこの九条殿の御一筋なり」と述べている、その師

(世継→安子)

がと思ひまうしたるに(師輔伝) 冷泉院の孕まれおはしましたるほどにて、さらぬだに世の人いか

#### まとめ

評価的態度が異なっていることがわかった。

た。地位・身分という要因が当代において強力に作用する要因とはどうかという差別的要因がはたらいていることがあきらかになっ果、待遇主体の評価的態度を決定する要因として、「道長すじ」かふ」、「せ給ふ」、「おはす」、「おはします」の順で検討した。その結系「大鏡」の待遇表現について、「のたまふ」、「おほせらる」、「給

因を多面的に考えることによって、個々の文学作品を生き生きと解いえ、それだけが表現形式と評価的態度との相関関係をきめる前提いえ、それだけが表現形式と評価的態度との相関関係をきめる前提いえ、それだけが表現形式と評価的態度との相関関係をきめる前提いえ、それだけが表現形式と評価的態度との相関関係をきめる前提いる、それだけが表現形式と評価的態度との相関関係をきめる前提いる、それだけが表現形式と評価的態度との相関関係をきめる前提いる、それだけが表現形式と評価的態度との相関関係をきめる前提いる、それだけが表現形式と評価的態度との相関関係をきめる前提

釈することができる。

注(1)

「『いみしうときにおはせしほとに』考」

小久保崇明(一九七八)『大鏡の語法の研究』 所収論文「尊敬補助動詞『給ふ』と二重敬語『せ給ふ』考」

さるび

"非尊敬動詞に接続せる尊敬助動詞『る』『らる』考」

説』講談社 保坂弘司(一九七九)「大鏡における語法の位相」『大 鏡 研 究 序

- (3) →の上側は待遇主体、→の下側は待遇客体、すなわち、待遇され(2) 小論ではおもに序列構成上の官位に相当する。
- ないので取り上げないことにする。(4) 1の帝に対する用例については、ここでの観点と直接的に関係しる側の人物を示す。→は、待遇の方向を示す。
- (5) (世継→法師東宮)

申して……(師尹伝)中に法師東宮おはしけるこそ、うせたまひて後に、贈太上天皇と中に法師東宮おはしけるこそ、うせたまひて後に、贈太上天皇と

である。

※小論は古本系の東松本、平松本を中心に調査したが、論文の中での引

「 」は筆者の方針によりはずした。 (筑波大学博士課程 文芸・言語研究科 日本語学)用は「日本文学全集」所収「大鏡」(平松本)によった。 ただし、